

閣情星第1953号 令和6年9月17日
防整サ第22872号 令和6年9月17日

混信の防止及び無線局の運用の調整に関する合意書

内閣衛星情報センター（以下「甲」という。）及び防衛省（以下「乙」という。）は、甲が運用を行う[]と、乙が運用を行う[]間の混信の防止に関する調整について、互いの[]の存続を尊重し、以下のとおり合意する。

第1条 調整の対象となる無線局

- (1) 甲
- ア []（[]という）。
- イ []（[]という）。
- (2) 乙
- []（[]という）。

第2条 混信の防止及び無線局の運用の調整

- (1) []と[]間の混信の防止に関する調整
- ア []打上げ前の事前評価として、乙は、混信の防止に必要となる[]の情報を甲へ提供する。
- イ 甲は、[]に対する[]からの混信の防止に係る解析を行い、解析結果を乙に提供する。
- ウ 乙は、[]に対する混信を発生させることのないよう、[]の運用計画を立案し、運用することとする。
- エ アからウまでに定めるほか、必要に応じて甲及び乙は、双方協議の上で運用調整を行う。
- (2) []と[]間の混信の防止に関する調整
- ア []打上げ前の事前評価として、甲は、混信の防止に必要となる[]の情報を乙へ提供する。
- イ 乙は、[]に対する[]からの混信の防止に係る解析を行い、解析結果を甲に提供する。
- ウ 乙は、[]に対する混信を発生させることのないよう、[]の運用計画を立案し、運用することとする。
- エ アからウまでに定めるほか、必要に応じて甲及び乙は、双方協議の上で運用調整を行う。
- (3) 甲及び乙は、[]、[]及び[]の存

続に係る異常事態が生じた場合には、具体的な対応について必要に応じて協議する。

(4) 甲及び乙は、XXXXXXXXXXの打上げ時における混信の防止に関する具体的な対応について別途調整を行う。

(5) 本合意書に疑義が生じた場合は、甲乙信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決を図るものとする。

第3条 連絡窓口

甲及び乙は、本合意遂行のための連絡窓口を別紙のとおり定める。なお、連絡窓口が組織改編等により変更される場合は、変更する連絡窓口の担当者が相手方に対し速やかに通知する。

第4条 守秘義務

甲及び乙は、本合意に基づき相手方から開示される資料又は情報等について、本合意書に係る業務目的のみに使用し、相手方の許可なく公表等を行ってはならない。

合意書の証として、本書2通を作成の上、甲乙各1通を保有する。

令和6年9月17日

甲 東京都新宿区市谷本村町9-13
内閣官房 内閣情報調査室
内閣衛星情報センター 技術部 企画課長

乙 東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省 整備計画局 サイバー整備課長

連絡窓口

甲：内閣官房 内閣情報調査室 内閣衛星情報センター技術部企画課

T e l : 0 3 - 3 2 6 7 - 9 6 1 2

乙：防衛省 整備計画局サイバー整備課

T e l : 0 3 - 3 2 6 8 - 3 1 1 1 (内 2 1 3 4 1)